

# 「毀位記」に関する基礎的考察

高橋 周

## はじめに

位記とは、律令制において位階を授けられる時に与えられた文書である。授与された位記は各人が保管し、位記の控えとなる案は式部省もしくは兵部省（女官の場合は中務省）により管理された。何事もなければ再び取り出されることのない性格の文書であった。

ところが、位記が再び取り出される時がある。それは罪を犯し刑を受ける際、その付加刑として位階が降される場合である。降される位階の位記は意味を失うこととなり、内印（天皇御璽）あるいは外印（太政官印）の捺された位記を破棄する必要が生じてくる。その位記破棄の儀式が「毀位記儀」である。本稿は位記を破棄すること、すなわち「毀

位記」に注目し、その変遷や意義の視点から律令位階制の変質を考えてみたい。

すでに先学による位階制の研究は枚挙に遑がないが、位記について専論するものは管見の限り多くない。屋上屋を架す可能性もあるが、古代における位記あるいは位階制の意義を一瞥したい。

## 一、毀位記儀について

### —「毀位記儀」までの手続き—

〔史料1〕獄令28応除免条

凡犯<sup>レ</sup>罪応<sup>二</sup>除免及官当<sup>一</sup>者。奏報之日。除名者。位記悉毀。官当及免官者。免所居官者。唯毀<sup>二</sup>見当及降

至者位記<sup>一</sup>。降所不至者。不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>追限<sup>一</sup>。応<sup>レ</sup>毀者。並送<sup>二</sup>太政官<sup>一</sup>毀。式部案注<sup>二</sup>毀字<sup>一</sup>。〔以太政官印<sup>一</sup>。印<sup>二</sup>毀字上<sup>一</sup>。〕

※〔は本註、傍線・返り点は筆者加筆、以下同じ。〕

〔史料2〕名例律21除法条

凡除名者。官位勲位悉除。課役從<sup>二</sup>本色<sup>一</sup>。六載之後聽<sup>レ</sup>叙。若本犯不<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>免官<sup>一</sup>。而特除名者。叙法同<sup>二</sup>免官例<sup>一</sup>。免官者。三載之後。降<sup>二</sup>先位二等<sup>一</sup>叙。免所居官及官当者。期年之後。降<sup>二</sup>先位一等<sup>一</sup>叙。若本犯不<sup>レ</sup>至<sup>二</sup>免所居官及官当<sup>一</sup>。而特免官者。叙法同<sup>二</sup>免所居官<sup>一</sup>。其免官者。若有<sup>二</sup>二官<sup>一</sup>。各聽<sup>下</sup>依<sup>二</sup>所<sup>レ</sup>降位<sup>一</sup>叙上。即免官。居所免官及官当。断訖更犯。余有<sup>二</sup>歷任位記<sup>一</sup>者。各依<sup>二</sup>当免法<sup>一</sup>。〔兼有<sup>二</sup>二官<sup>一</sup>者。先以<sup>二</sup>高者<sup>一</sup>当。〕仍累降之。所<sup>レ</sup>降雖<sup>レ</sup>多。各不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>過<sup>二</sup>四等<sup>一</sup>。〔各。謂。二官各降。不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>通計之限<sup>一</sup>。〕若官尽未<sup>レ</sup>叙。更犯<sup>二</sup>流以下罪<sup>一</sup>者。聽<sup>レ</sup>以<sup>二</sup>贖論<sup>一</sup>。〔謂。後叙合<sup>二</sup>得八位以上<sup>一</sup>者。叙限各從<sup>二</sup>後犯<sup>一</sup>計<sup>レ</sup>年。〕不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>課役之限<sup>一</sup>。雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>歷任之位記<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>預<sup>二</sup>朝參之例<sup>一</sup>。

位記破棄の対象は、「史料1」獄令28免除条によると「除免及官当」の罪科である。「除免」とは官人を対象とする付加刑の除名・免官・免所居官の総称で、いずれも本刑の重さにより剥奪の対象となる官位・勲位の範囲は異なる。すなわち、「史料2」名例律21除法条によると、「除名」はすべての位記、「免官」は現に帯する位階と一等下の位階との二枚の位記、「免所居官」は現に帯する位階の位記が破棄の対象となる。また、「官当」は官位・勲位を剥奪し徒刑に換えるもので、「免所居官」と同様である。ただし、破棄の対象者はいずれも一〜六年後には以前の位階より数等降して叙位・叙勲に与る規定となっている。慶雲三（七〇六）年に除名された官人の復位に関する規定が令文にないことが問題となっており、大宝律令施行後間もなく名例律21除法条が運用されたことを窺わせる。このように、「毀位記」は罪刑の付加規定に起因するが、位記破棄は事務的に行われることなく、太政官における政務の一つとして位置付けられたことは、律令制における位記の重要性を示唆している。

また、位記破棄に至る前段階として、刑部省による罪刑の審議がある。令の規定では、まず犯罪発生地点の管轄官

司（在京諸官司・国郡司）が処断し、京職を除く在京諸官司が徒罪以上を処断する場合は刑部省へ移送する。位記破棄の対象となる「除免及官当」を国や刑部省が処断する場合、各官司で審議した後に太政官が再審し、その後の太政官による申奏で事実上の罪刑確定となる。この申奏に対する天皇の裁可が「史料1」獄令28応除免条の「奏報」に相当する。

そして、罪刑の確定後、「毀位記儀」へと進むが、具体的な儀式の内容は「貞観儀式」に詳しい。以下、次第を読み書きながら（「貞観儀式」本文は○囲み数字で示す）、関連史料とあわせて考察したい。

### 【位記収公】

①刑部省預収「犯罪人位記」。申「送弁官」。

「史料3」獄令集解逸文応除免条令釈

釈云。刑部惣収「二應レ毀位記「送」太政官」。々史元授之司。就「二少納言座」而令レ注「二毀字」。已了外記自毀。

刑部相隨耳。

「史料4」延喜刑部式罪人位記条

凡諸国不レ進「二犯罪人位記」。移「二式部省」。拘「二留朝

### 集使返抄<sup>1)</sup>。

位階の剥奪が決まると、本人の手に保管された位記を収公する必要がある。「貞観儀式」には、位記破棄の対象となる犯罪人の位記を刑部省が予め収公し、弁官（太政官）へ申送するとある。「史料3」から令釈成立の延暦年間には刑部省による位記の収公が行われたことが分かる。

諸国での位記収公については、「史料4」に犯罪人位記未進の場合は朝集使返抄を拘留するとあり、国司による収公を窺うことができる。一方で、京内での位記収公については、仁和二（八八六）年に藤原時長・多治藤善らの「告身」（位記）の収公を京職が行ったことが注目される（「史料12」）。九世紀後半以降、刑部省の権限低下が指摘されることから、本例は本来的な収公のあり方ではない可能性もある。しかし、京職も令に国司と同様「訴訟」の職掌が規定されており、京内の位記は京職が本来的に収公したと考えるてもよいのではなからうか。

したがって、再び「史料3」を見ると、「刑部惣収」の「惣」字が注目される。後述するように、儀式の前段階では、位記は刑部省から太政官に送られた後に再び刑部省へ返付

され、「毀位記儀」で刑部省官人が位記を持ち入る。すなわち、最終的には刑部省にすべての位記が収められるのである。位記収公に際しては、京内は京職、諸国は国司が関与し、刑部省が太政官に申送する際にすべての位記を取りまとめる手続きを想定することができよう。

【毀位記儀の式日】

②官以<sup>二</sup>位記<sup>一</sup>返<sup>レ</sup>付於省<sup>一</sup>。省更定<sup>レ</sup>日申<sup>レ</sup>官。

〔史料5〕弘仁式部式毀罪人位記条

内外有位犯<sup>二</sup>官当以上<sup>一</sup>者。刑部処断申<sup>レ</sup>官。奏聞訖。

刑部移<sup>二</sup>二省<sup>一</sup>。〔五位以上移<sup>二</sup>中務省<sup>一</sup>〕。并申<sup>二</sup>弁官

一。太政官預定<sup>二</sup>其日<sup>一</sup>。〔以下略〕

続いて、刑部省が弁官（太政官）に位記を申送すると、太政官は再び刑部省に返付する。太政官での手続きは明らかにできないが、対象の位記の確認を行ったとみられる。その後、刑部省はあらためて「毀位記儀」の式日を定め、太政官へ申告する。「史料5」によると、太政官と同時に二省（式部省・兵部省）へも報告したことが分かる<sup>12</sup>。各省に保管される位記案の確認などの省内の事務手続きによる

ものであろう<sup>13</sup>。

しかし、この「毀位記儀」の式日については注目すべき史料上の相違がある。

〔史料6〕公式令集解任授官位条

〔令釈〕除免之人。刑部断定申<sup>レ</sup>官。々々申奏報下之時。

刑部録<sup>レ</sup>状報<sup>二</sup>式部<sup>一</sup>。々々刑部相並。向<sup>レ</sup>官

毀<sup>二</sup>位記<sup>一</sup>。

〔跡記〕言刑部断<sup>二</sup>官当以上<sup>一</sup>申<sup>レ</sup>官。々々奏報之日。刑

部移<sup>二</sup>式部<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>注<sup>二</sup>毀字<sup>一</sup>。

〔穴記〕其諸国断<sup>二</sup>官当以上<sup>一</sup>申<sup>レ</sup>官。々々案覆。仮十日

程了申奏。々々報之日。則下<sup>二</sup>符刑部<sup>一</sup>。々々移

二式部<sup>一</sup>。於<sup>レ</sup>官毀訖也。

〔史料6〕集解諸説は、太政官が刑部省の処断を奏聞し奏報（裁可）を得た日に、刑部省は式部省に報告し「毀位記儀」を行うとする。また、「史料1」獄令28「除免条も」奏報之日に位記の破棄を規定する。集解諸説は令文に則った解釈である可能性も残されるが、集解諸説成立の延暦年間の実態を反映したものと考えてよいのではなからうか。

八世紀における式日を窺わせる史料はないが、令を遵守して「奏報之日」に行われたとみてよいと思われる。

ところが、「貞観儀式」や「史料5」弘仁式は、刑部省の処断に対する奏聞が終わり式部・兵部省に報告し、その後太政官が式日を定めることとする。すなわち、「奏報之日」と「毀位記儀」の式日とは同一日ではなく分離しているのである。

このように「毀位記儀」の式日に変化を認めることができ、延暦年間と弘仁年間との間に「毀位記儀」をめぐる制度的な改変を想定することができる。すなわち、この改変の一因として考えられるのが外記政の成立である。「毀位記儀」は外印を押捺する作法を含んでおり、外印請印儀の一つとして行われたとみられる。外記政は弘仁年間の嵯峨天皇による儀式整備の一環として制度的に成立したとされ、<sup>15)</sup>「毀位記儀」の式日の変化と一致する。外記政との関連は、儀式の「場」の変化においても窺える。次に、儀式の「場」についても触れておきたい。

### 【毀位記儀の場】

「毀位記儀」の「場」を明示する史料は多くないが、「史

料1」獄令28免除条では「送<sup>二</sup>太政官<sup>一</sup>毀」とし、令集解諸説も「向<sup>レ</sup>官」（史料6）令釈、「於<sup>レ</sup>官」（史料6）穴記）とする。したがって、延暦年間ごろまでは「太政官（曹司）」で「毀位記儀」が行われたと考えられる。

ただし、次の「史料7」は異なる「場」を示唆する。

【史料7】『日本三代実録』仁和二（八八六）年十二月二十八日条

是日。公卿於<sup>二</sup>外記候庁<sup>一</sup>。毀<sup>二</sup>罪人石見守從五位下上毛野朝臣氏永。散位從七位下大石福麻呂等位記<sup>一</sup>。中務。式部。刑部等省承録從<sup>レ</sup>事。

「史料7」から九世紀後半の「毀位記儀」は「外記候庁」、すなわち外記庁（太政官候庁）で行われたことが分かる。先述したように、「毀位記儀」が外記政の一つとして考えられることも符合する。したがって、「場」も外記政の成立に伴い変化した可能性が考えられよう。「毀位記儀」の「場」は弘仁年間の外記政成立を契機として、太政官曹司から外記庁へと変化したと考えられる。

## 二、毀位記儀について

### ―「毀位記儀」当日の次第―

次に、当日の儀式次第について見ていきたい。当日の次第については、吉川真司氏が外記政としての考察で詳論される<sup>16)</sup>。以下、氏の論文に依拠しつつ、読み説いていきたい。

#### 【参入・着座】

- ③ 当日。申<sup>二</sup>尋常政<sup>一</sup>。訖<sup>二</sup>少納言・弁大夫・外記・史<sup>一</sup>。率<sup>二</sup>式部<sup>一</sup>（毀<sup>二</sup>武官位記<sup>一</sup>率<sup>二</sup>兵部<sup>一</sup>。毀<sup>二</sup>女位記<sup>一</sup>率<sup>二</sup>中務<sup>一</sup>。下亦倣<sup>レ</sup>此<sup>一</sup>）刑部等省丞録各一人<sup>一</sup>。共就<sup>レ</sup>版。（式部丞録執<sup>二</sup>位記案筥<sup>一</sup>。刑部録執<sup>二</sup>犯人位記<sup>一</sup>。若<sup>二</sup>三省共毀令<sup>レ</sup>納<sup>二</sup>筥<sup>一</sup>。）

③ 儀式の当日、まず尋常政（外記政）が行われる。その終了後に、少納言・弁・外記・史が式部省と刑部省の丞・録各一人を率いて外記庁（太政官候庁）に参入し、版位に就く。武官の位記を破る場合は兵部省官人、女官の位記の場合は中務省官人が入場する。中務省は、五位以上の位記を破る場合にも入場する<sup>17)</sup>。また、入場する際に式部（兵部

中務）録は位記案を入れた筥を持ち<sup>18)</sup>、刑部録は犯人の位記を入れた筥を持つ。式部・兵部・中務三省が同時に位記を破る場合でも、犯人の位記は一つの筥に納める。そして、版位に就き列立する際は北面東上とする<sup>19)</sup>。以下、式部省が入場する次第をみる。兵部・中務省はこれに准じる。

- ④ 外記史生持<sup>二</sup>印盤<sup>一</sup>立<sup>二</sup>史前<sup>一</sup>。（少右避立不<sup>三</sup>正当<sup>二</sup>史前<sup>一</sup>。）

- ⑤ 式部史生持<sup>二</sup>硯筥<sup>一</sup>立<sup>二</sup>於丞後<sup>一</sup>。

- ⑥ 大臣喚<sup>二</sup>少納言已下<sup>一</sup>依<sup>レ</sup>次称唯（但史生等不<sup>二</sup>称唯<sup>一</sup>。各就<sup>レ</sup>座（初納言并就<sup>レ</sup>座。訖外記史生責<sup>二</sup>印盤<sup>一</sup>一趨置<sup>二</sup>机上<sup>一</sup>而開設<sup>レ</sup>之。其間外記史趨而就<sup>レ</sup>座。訖外記史生退出。式部史生以<sup>二</sup>硯筥<sup>一</sup>一趨進置<sup>二</sup>丞前<sup>一</sup>而退出。）。

④～⑥では儀式に必要な硯筥などの設営を行い、少納言以下の官人が着座する場面である。まず、外記史生が印盤を持ち、史の正面からやや右寄りに立つ（④）。そして、式部省史生が硯筥を持ち、式部丞の後ろに立つ（⑤）。次いで、大臣が「召せ」と少納言以下を呼び、順次に称唯し

て、それぞれが座に就く。具体的には、初めに少納言と弁が座に就く。座に就き終わると、外記史生が印盤を印机の上に置いて、印盤を開いておく。その間に外記と史が座に就く。座に就き終わると、外記史生は退出する。式部省史生は硯筥を式部丞の前に置いて退出する(⑥)。版位に列立する式部丞・録や刑部丞・録の記述はないが、式部史生が式部丞の前に硯筥を置くことから、その前に座に就いたと考えられる。

【読申】

⑦于時。弁大夫申云。其官姓名(我位記可<sub>レ</sub>毀事申給<sub>レ</sub>止)申。

⑦はいわゆる読申である。すなわち、弁官が「某官姓名」が位記、毀るべき事、申し給うと申す」と上申する。

【覧文】

- ⑧即刑部録以<sub>二</sub>位記筥<sub>一</sub>授<sub>二</sub>之外記<sub>一</sub>。
- ⑨外記執而進<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>就<sub>二</sub>于印盤邊座<sub>一</sub>。
- ⑩大臣覽。訖外記趨取<sub>二</sub>位記筥<sub>一</sub>就<sub>二</sub>印盤所<sub>一</sub>捧<sub>レ</sub>筥而立

〈敬待下書<sub>二</sub>毀字<sub>一</sub>畢上。〉

⑧～⑩は、これから破棄する位記を最終的に大臣が覧る場面である。まず、弁官による読申の後に、刑部録が犯人の位記を入れた筥を外記に授ける(⑧)。外記はそれを受け取り、大臣の下へ進み位記筥を預け、印盤の辺にある座に就く(⑨)。大臣が位記を覧終わると、外記は急ぎ位記筥を受け取り、印盤の所で筥を捧げて立つ。外記はそこで式部丞が毀字を書き終わるまで待つ(⑩)。外記はこの後、印盤の傍らで外記史生の捺印を監視することになるが、この動きは外印請印儀と同様である。

【毀位記案】

- ⑪式部丞申云。位記案(爾)毀字書(久)。
- ⑫大臣宣。書(介)。
- ⑬丞称唯。書<sub>二</sub>毀字<sub>一</sub>。

⑪～⑬は、位記案に「毀」字を記す場面である。位記案を入れた筥は式部録が持ち参入し、⑥の段階で座に着いたとみられる。その時に式部丞の前には硯筥が置かれており、

ここでは式部録が位記案を取り出し、書き終わった位記案を筥に納めたと考えられる。そして、式部丞が「位記案に毀字書く」と上申し(11)、大臣が「書け」と宣すると(12)、式部丞は称唯し位記案に「毀」字を書く(13)。

ここで問題となるのは、「史料3」獄令集解逸文免除条令釈が「々(官)史元授之司。就少納言座而令注毀字。」とすることである。すなわち、「貞観儀式」で「毀」字を書す式部丞は六位以下の官職であるのに対し、少納言は五位以上の官職である。基本的な座の位置の変化だけでなく、「毀」字を書す官職の異なる可能性が想定されるのである。「貞観儀式」は式部丞・録の着座位置について言及しておらず、「少納言座」に着座した可能性を否定できない。しかしながら、先述のように弘仁年間に「式日」や「場」の変化があつたとすると、「作法」の変化も想定する必要があろう。

- ⑭ 訖。外記唱<sub>二</sub>史生名<sub>一</sub>。
- ⑮ 史生称唯。趨進<sub>二</sub>立盤所<sub>一</sub>。
- ⑯ 式部録持<sub>二</sub>位案筥<sub>一</sub>。趨授<sub>二</sub>於外記史生<sub>一</sub>。
- ⑰ 即史生申云。毀字(爾)印捺(須)。

⑱ 大臣宣。捺(世)。

⑲ 史生称唯。捺<sub>レ</sub>之。(捺印之間。式部史生更參入執<sub>二</sub>各硯筥<sub>一</sub>退出。)

⑭(19)は位記案に外印を捺印する場面である。式部丞が位記案に「毀」字を記し終わると、外記が外記史生の名を唱える(14)。外記史生は称唯し、再び參入して印盤の所に立つ(15)。そして、「毀」字を書き入れた位記案を納める筥を式部録が持ち進み、外記史生に授ける(16)。すると、外記史生は「毀字に印捺す」と上申する(17)。それに対して大臣は「捺せ」と宣し(18)、外記史生は称唯し、位記案に外印を捺す。捺印の間に、式部史生が再び參入し、硯筥を持って退出する(19)。⑩で見たように、外記史生が捺印する傍らには外記が監視する。

#### 【毀位記】

- ⑳ 捺印已了。史生申云。印捺(都)。
- ㉑ 大臣無<sub>レ</sub>答。
- ㉒ 式部録進而取<sub>二</sub>位案筥<sub>一</sub>復<sub>二</sub>本座<sub>一</sub>。
- ㉓ 外記申云。位記若干枚毀(留)。

②4 大臣宣。毀（礼）

②5 外記称唯。毀。

②6 訖。刑部録趨進取「毀位記筥」。復「本座」。

②0 ②6 は位記を破る場面である。外記史生による位記案への捺印が終わると、外記史生は「印捺しつ」と上申する（②0）。大臣はそれに応えない（②1）。その後、式部録が進んで、位記案の筥を外記史生から受け取り、元の座に戻る（②2）。そして、外記史生の傍らにいる外記が「位記若干枚毀る」と上申する（②3）。若干枚とはその時に破棄する枚数を述べるのであろう。それに対して、大臣は「毀れ」と宣する（②4）。外記は称唯し、位記を破る（②5）。位記を破り終わると、刑部録が進み、破られた位記を納める筥を受け取り、元の座に戻る（②6）。

### 【退出】

②7 外記史生執「印盤」而退出。

②8 次六位已下自<sub>レ</sub>下退出。

②9 次五位已上退出。

②7 ②9 は「毀位記」が終わり、退出する場面である。まず、外記史生が印盤を持ち退出する（②7）。そして、六位以下の官人が下位の者から退出する。ここでは式部省や刑部省の丞・録をさす（②8）。最後に、五位以上の官人が退出する（②9）。『西宮記』巻七政了退出儀に外記政の退出作法として「自<sub>二</sub>下臈<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>座退出」と見えるが、「毀位記儀」もそれに准じる。

### 三、「毀位記」の変遷

#### （一）八世紀の「毀位記」

次に、「毀位記」に関わる史料を博搜し、位階制の変遷とともに「毀位記」の意義がどのように変化したのか考えてみたい。

位記の始用は、持統年間の史料に散見することから、淨御原令の施行によって開始されたとみられる。そして、「続日本紀」大宝元年（七〇一）三月甲午条には「始依<sub>二</sub>新令<sub>一</sub>、改<sub>二</sub>制官名、位号<sub>一</sub>」。（中略）始<sub>二</sub>停<sub>二</sub>賜冠<sub>一</sub>、易<sub>二</sub>位記<sub>一</sub>。（以下略）とあり、あらためて位記使用の徹底が図られたとみられる。

浄御原令制下の「日本書紀」持統七（六九三）年四月辛巳条には内蔵寮允大伴男人らが位階を下し解官される記事が見えるが、大宝令制下であれば「毀位記」が執行される一件である。しかしながら、「毀位記」が浄御原令制下で執行されたか否かは、不明とせざるを得ない。ただし、先述したように、慶雲三（七〇六）年に除名された官人が六年后に復位する場合の規定が令文にないことを問題として、いることからすると、少なくとも「毀位記」は大宝元（七〇一）年前後には執行されたと考えられる。

しかしながら、「除免」「官当」が付加されるべき罪刑の執行は当該期の史料上に散見するが、「毀位記」の具体的な執行を窺うことのできる史料は乏しく、その初見は「史料8」の矢代女王の例である。

「史料8」「続日本紀」天平宝字二（七五八）年十二月丙午条

毀<sup>二</sup>從四位下矢代女王位記<sup>一</sup>。以下被<sup>レ</sup>幸<sup>二</sup>先帝<sup>一</sup>而改<sup>上レ</sup>志也。

矢代女王は天平九（七三七）年に无位から正五位上と

なる。この矢代女王の毀位記の理由については判然としな  
いが、先帝すなわち聖武天皇の寵愛を受けながら、他の男  
性に「改嫁」したなどの可能性が考えられる。名例律6不  
義条に抵触したものとと思われる。

次に史料上に見えるのが、丹比乙女の例である。

「史料9」「続日本紀」宝龜二（七七二）年八月辛酉条

毀<sup>二</sup>外從五位下丹比宿祢乙女位記<sup>一</sup>。初乙女。誣<sup>三</sup>告

忍坂女王。県犬養姉女等厭<sup>二</sup>魅乘輿<sup>一</sup>。至<sup>レ</sup>是姉女罪雪。

故毀<sup>二</sup>乙女位記<sup>一</sup>。

丹比乙女は忍坂女王らが乘輿を厭魅するとの誣告をした  
罪、いわゆる誣告謀反大逆条<sup>26</sup>に関わる除名の適用を受け  
て「毀位記」が執行されたと考えられる。

八世紀の「毀位記」の実例は以上の二例のみで、いずれ  
も女性に対するものである。女性の「毀位記」の場合、中  
務省が関与する。男官の「毀位記」が行われていないとは  
考え難く、また、女性の「毀位記」も二例のみであるとは  
考え難い。寡少な実例は「続日本紀」の編纂方針に起因す  
る可能性があるが、少なくとも天平宝字年間には「毀位記」

が行われたことを確認できる。

## (二) 九世紀の「毀位記」

次に九世紀の実例であるが、『続日本後紀』と『日本三代実録』とに各二件見える。

〔史料10〕『続日本後紀』承和十二（八四五）年十一月乙巳条

毀<sup>二</sup>越前守從四位下岑成王四位々記<sup>一</sup>。縁<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>犯罪<sup>一</sup>也。

〔史料11〕『続日本後紀』承和十四（八四七）年五月辛卯条是日。毀<sup>二</sup>前左大弁從四位上正躬王。左中弁從四位下伴宿祢成益。右中弁從五位上藤原朝臣豊嗣。左少弁從五位下藤原朝臣岳雄等四人位記各一階<sup>一</sup>。縁<sup>レ</sup>受<sup>二</sup>推法隆寺僧善愷違法訴狀<sup>一</sup>也。

〔史料10〕は正史で初めて断罪の奏聞から「毀位記」までの過程を知り得る例である。越前守岑成王は承和十一年十月に職制律5官人無故不上条に抵触し越前守を解任さ

れ、翌年<sup>27</sup>に執行された「毀位記」がこの記事である。この場合、「官当」によるもので、「毀位記」の対象となるのは從四位下の位記である。そして、「毀位記」の翌年七月には正五位上の再叙に預かっている<sup>28</sup>。

〔史料11〕はいわゆる「法隆寺僧善愷訴訟事件」の一連の動向に見られるものである。前年の承和十三年十一月に五名の弁官の処分が行われ、翌年五月の「毀位記」執行が本条である。そして、二年後の嘉祥元年十二月に三名に対して再叙が行われている<sup>29</sup>。

〔史料10〕〔史料11〕ともに、律の規定が遵守され、それに伴い「毀位記」が執行されていることを窺うことができ。しかし、注目されるのは断罪の申奏時から「毀位記」執行までの期間が、両史料においては半年〜一年を経過することである。第一章で述べたように、延暦年間の集解諸説では太政官が刑部省の処断を奏聞し裁可（奏報）を得た日に「毀位記儀」を執行するのに対して、弘仁式以降では「奏報之日」と「毀位記」の日とが分離することが分かる。〔史料10〕〔史料11〕は弘仁年間以降の式日の分離を実例として裏付けるものである。

〔史料12〕『日本三代実録』仁和二（八八六）年五月十八日  
条

是日。勅。肥後守正五位下藤原朝臣時長。撰津守從五位上多治真人藤善。豊後守從五位下橘朝臣長茂。甲斐守從五位下藤原朝臣当興等四人。並降<sup>二</sup>一階<sup>一</sup>。下<sup>二</sup>知左右京職<sup>一</sup>。追<sup>二</sup>其告身<sup>一</sup>。時長等拜<sup>レ</sup>官經<sup>レ</sup>年。不<sup>レ</sup>赴<sup>二</sup>任国<sup>一</sup>。仍有<sup>二</sup>此勅断<sup>一</sup>也。

〔史料7〕『日本三代実録』仁和二（八八六）年十二月二十八日条

是日。公卿於<sup>二</sup>外記候序<sup>一</sup>。毀<sup>二</sup>罪人石見守從五位下上毛野朝臣氏永。散位從七位下大石福麻呂等位記<sup>一</sup>。中務。式部。刑部等省丞録從<sup>レ</sup>事。

また、『日本三代実録』にみえる实例は右の二件である。なお、『史料7』は既に第一章で掲げたが、煩雑ながら再び示す。

〔史料12〕は職制律5官人無故不上条に抵触し、肥後守藤原時長・撰津守多治藤善・豊後守橘長茂・甲斐守藤原当興ら四人の「告身」（位記）を収めよとするものである。

仁和二年二月に彼らを含めた十人の「未赴任」の国司を召問しており、罪刑の処断はほどなく下されたと思われる。ただし、「毀位記」が執行された日時は判然とし<sup>31</sup>ない。十世紀になると、「未赴任」の官人の位記を破棄しない例もあり、本条の場合も同様の可能性がある。

〔史料7〕は石見守上毛野氏永と散位大石福麻呂らの位記を破<sup>32</sup>る。本条で注目されるのは、両者はそれぞれ別の事件で罪に問われたことである。上毛野氏永は、石見国迹摩郡郡司らと対立する中、郡司と共謀した石見介忍海山下氏則の妻への傷害や強盗の罪に問われ、解任と「官当」の処断が下される。大石福麻呂は、私に官印を偽造し偽官符に捺印した罪状で、「降<sup>二</sup>先位二等<sup>一</sup>」す処断が下されたものである。これらの罪状に対する処断と奏聞がなされたのも両者は別の日で、上毛野氏永は仁和二年五月、<sup>33</sup>大石福麻呂は仁和元年十二月<sup>34</sup>である。

〔史料7〕からも「奏報之日」と「毀位記」の式日が分離していることが分かる。さらに、複数の異なる処断を合わせた「毀位記」を行っており、効率的に「毀位記」が執行されるようになったことを示唆している。

### (三) 十世紀以降の「毀位記」

それでは、十世紀以降は「毀位記」はどのように変遷するののか。

〔史料13〕『日本紀略』延喜十三(九一三)年正月二十八日条

前大式源朝臣依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>赴<sub>二</sub>大宰府<sub>一</sub>召<sub>二</sub>位記<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>毀留<sub>二</sub>官底<sub>一</sub>。

源悦は大納言源弘の七男で、母は阿保親王の娘である。<sup>35</sup>延喜十一年正月七日に従四位下に叙され、同年二月十五日に大宰大式に任命される。ところが、同年四月に未赴任のために召問され、まもなく処断が下されたとみられる。〔史料10〕岑成王の例の如く、未赴任の官人に対しては、職制律5官人無故不上条に遵守し本来は位一階が下されるべきである。しかしながら、本条の場合、位記は収公されるものの「不<sub>レ</sub>毀留<sub>二</sub>官底<sub>一</sub>」として破棄しない。さらに、『公卿補任』一本によると本条のその日に、美濃権守に任官し、従四位下に叙されている。すなわち、「不<sub>レ</sub>毀留<sub>二</sub>官底<sub>一</sub>」とは形式的に収公し、即日、位記を叙位の形で返して

いたのである。源悦の政治的な立場なども考慮に入れる必要はあるが、同時期には遷任の取り締まりが命じられるなど、源悦の如き事例は稀有のものではなかったと考えられる。また、〔史料12〕仁和二年の肥後守藤原時長ら未赴任の国司についても、位記を収公するのみで、「毀位記」に関わる記述は見えていない。〔史料12〕も本条と同様の背景を想定できる可能性はある。

このように、九世紀後半以降から遷任国司が増加する中で、任地への未赴任については現実的な対応として〔史料13〕のように「毀位記」は行われず、形式的な「収位記」へと意義が変化していくとみられる。そのような傾向は以下の史料からも読み取ることができる。

〔史料14〕『新儀式』卷五貶退事

貶退事

朝士若有<sub>レ</sub>罪者。随<sub>二</sub>其輕重<sub>一</sub>或追<sub>レ</sub>位。或解<sub>レ</sub>官。大臣奉<sub>レ</sub>勅。宣<sub>二</sub>下所司<sub>一</sub>。令<sub>下</sub>追<sub>二</sub>位記<sub>一</sub>毀<sub>上</sub>之。其儀見<sub>二</sub>儀式<sub>一</sub>。(追位者奉<sub>レ</sub>使不<sub>レ</sub>下。并諸国受領吏無<sub>レ</sub>故不<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>任類也。近則延喜<sub>■</sub>年、従四位下源悦。不<sub>レ</sub>赴<sub>二</sub>大宰大式之任<sub>一</sub>。従四位上源俊。天慶二年奉<sub>二</sub>

推問使「不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之類也。」又六位已下依<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>犯并不<sub>一</sub>上。解<sub>二</sub>却本官<sub>一</sub>。補<sub>二</sub>任替人<sub>一</sub>。又或有<sub>二</sub>坐<sub>レ</sub>事左遷之者<sub>一</sub>。(謂。式部丞遷<sub>二</sub>兵部<sub>一</sub>。主計寮官人遷<sub>二</sub>他官并外國掾目等<sub>一</sub>之類也。)又追位。解官。左遷等者。懲罰之後。經<sub>二</sub>三三年<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>復<sub>二</sub>本位本官<sub>一</sub>者上。(延喜<sub>二</sub>年。源悅追位。同年復<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>。天慶<sub>二</sub>二年。源俊追位。天慶<sub>二</sub>年復<sub>二</sub>本位<sub>一</sub>。延長<sub>二</sub>年。橘<sub>二</sub>遷<sub>二</sub>兵部丞<sub>一</sub>。同年復<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>。延喜<sub>二</sub>年。主計官人皆遷<sub>レ</sub>外。同年復<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>。天慶<sub>二</sub>年。同寮頭業恒遷<sub>二</sub>主税頭<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>卒去。助大夫景行已下。遷<sub>二</sub>外國掾目<sub>一</sub>。応和<sub>二</sub>二年。景行遷<sub>二</sub>主殿助<sub>一</sub>。允已下拜<sub>二</sub>諸司<sub>一</sub>者。或逐有<sub>二</sub>復<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>者上事見任何也。)

〔史料15〕『北山抄』卷第四拾遺雜抄下 収罪人位記事

収<sub>二</sub>罪人位記<sub>一</sub>事

延喜十一年(悦)。天慶(俊)等例。給<sub>二</sub>官符於京職<sub>一</sub>。安和二年(敏延)例。召<sub>二</sub>京職官人<sub>一</sub>仰<sub>レ</sub>之。(進<sub>二</sub>位記<sub>一</sub>檢非違使収<sub>レ</sub>之。)寛弘。朝兼時。給<sub>二</sub>宣旨於檢非違使<sub>一</sub>。時人難云。非例。上卿不<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>旧例<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行歟。但檢<sub>二</sub>儀式<sub>一</sub>。刑部式等。刑部収<sub>レ</sub>之。令<sub>レ</sub>付

「檢非違使」。糺彈之者(旨カ)便仰<sub>レ</sub>之。非<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>所據乎。近例。仰<sub>二</sub>京職<sub>一</sub>。復<sub>二</sub>本位<sub>一</sub>之時。更以叙位。新作<sub>レ</sub>位記。云々。(不<sub>三</sub>必進<sub>二</sub>位記之美<sub>一</sub>)。

〔史料14〕『新儀式』は応和三(九六三)年頃の撰進とされるが、当時の「毀位記」をめぐる意識について多くの示唆に富む史料である。まず、注目される点として、「朝士」すなわち五位以上と「六位已下」とが対照的に叙述されることである。つまり、「朝士」が罪を犯した場合に追位・解官が列記されるのに対し、「六位已下」は本官を解却し代替の人を補任するとある。したがって、追位、すなわち「毀位記」の対象は五位以上に限定されるとの意識があったことを窺える。

また、列挙される追位の要因がいずれも官職に関わることに、特に受領層に関わるものである。本来、律に定める位階降下の対象となる罪には不孝・不義などの必ずしも職務に関わらない、親族に対する罪や礼義に反する罪なども含まれている。さらに、天皇に対する謀反や大不敬などの犯罪も含まれる。しかし、ここでの追位は限定的な階層における限定された職務での懲罰行為に収斂するように思われ

る。

そして、追位・解官・左遷を受けた者は懲贖の後に二・三年を経て本位本官に戻ると記述されることも注目される。律の規定では、最も軽い「免所居官」でも「毀位記」の一年後に先位から一等下して叙位に預かることとしており、数年で本位本官に戻るとは律の法意にそぐわないものである。「新儀式」はその実例として、源悦や源俊らの例を掲げる。源悦については「史料13」に掲げたが、源俊については、天慶三（九四〇）年に推問東国使として進発しないために解却され、その時に追位されている。<sup>36</sup>そして、同年十二月に恩赦を被り本位に復したとみられ、その後、天慶五年には左衛門佐という更に上位の官職に任命される。<sup>37</sup>「新儀式」にみえる他の例については具体的な史料を確認できないが、いずれにしても、追位・解官の後に本位本官に復していることが窺える。したがって、このような事例が次第に一般化してきたと考えられ、「追位」すなわち「毀位記」はその意義を失いつつあったことが分かる。さらに、十一世紀に成立する「史料15」「北山抄」を見ると、「毀位記」ではなく「収罪人位記」へと事書が変化する。そして、その内容も位記収公に際して、どの官司が関与す

ることが適當であるかとの点に終始し、末尾には「不<sub>三</sub>必進<sub>二</sub>位記之実<sub>一</sub>。」とあり、「毀位記」だけでなく、位記の収公も執行されなくなる傾向も窺うことができる。ただし、実例を見ると、長元四（一〇三二）年の藤原相通<sup>38</sup>や長元五（一〇三三）年の国正王<sup>39</sup>の場合、いずれも京職に取り進めるよう宣旨が下され、「収位記」は執行されていたようである。しかし、「毀位記」を窺わせる記述はなく、「収位記」が第一義となっていたとみられる。

#### （四）「毀位記」の変遷の背景

このように、史料上に見える「毀位記」の実例について考察したが、八世紀代には獄令28免除免条に則って執行されたと考えられる。ところが、九世紀前半の弘仁期を境に「奏報之日」と「毀位記儀」の式日とが分離し、同時に「場」の変化も見られるようになる。そして、九世紀後半から十世紀にかけて、遥任が問題化する中で、「毀位記」を行わない事例も見られるようになり、さらに、位階降下は形式的で間もなく本位に復する事例も珍しくなくなる。十一世紀になると、「収位記」が第一義となり、現実的に位記を取めないこともあった可能性がある。

以上のように、犯罪人の位記をめぐり「毀位記」から「収位記」へと変化することが分かるが、その背景としてどのようなことが考えられるのであろうか。

まず、「毀位記」の主導的官司である刑部省がその裁判機能を次第に消滅させていくことが要因と考えられる。既に指摘されるように、九世紀以降、裁判機能は刑部省から検非違使へと収斂される。このことにより、「毀位記」の前提となる刑部省による「断罪奏」の意義が低下したと考えられる。そして、最終的にはいくつかの「断罪奏」をまとめた形で「毀位記」が行われるようになる。「毀位記」の意義が喪失すると、「収位記」へと意義が転化し、その主導的官司も刑部省から京職へと変化したと考えられる。そして、律令官人制の中で、位階から官職へとその重要性が移行したことが「毀位記」の意義喪失の背景として考えられよう。吉川真司氏の指摘によると、叙爵の際、天長年間には位階の上日・成選から官職の年勞を重視する方向へと変化が見られ、奏授の六位以下の位階についても十世紀には形骸化が進んでいたとされる。本稿で見た「毀位記」の変遷も、九世紀後半〜十世紀にかけて変化が見られ、位階制の変化と符合する。しかしながら、十世紀以降

においても、五位以上の階層には「収位記」として変質しながらも散見され、官職重視の体制で位記がどのような意義を有していたのか、今後の課題としたい。

#### 四、おわりに

以上のように、「毀位記儀」と「毀位記」の変遷について見てきたが、既に先学により指摘される位階制の変質にはば符合するものと言うことができる。最後に、唐令と比較し、今後の課題を示したい。

「毀位記」の法的根拠となる大宝獄令28免除免条の復元は、わずかに古記が残るのみであるが、ほぼ養老令文と同一文と考えられている<sup>11)</sup>。それでは唐令はどうか。北宋天聖令の発見により唐令獄官条の復元も可能となった。<sup>12)</sup>「史料16」は獄令28免除免条に対応する唐獄官令条文で、波線部分が日唐両令に共通する字句である。

〔史料16〕天一閣藏明鈔本北宋天聖令

諸犯罪。免除。免及官当者。計所除。免。官当給降至  
告身。贖追納庫。奏報之日。除名者官。爵告身悉毀。へ婦

人有邑号者。亦準此。官当及免官。免所居官者。唯毀見当免及降至者告身。降所不至者。不在追限。應毀者。並送省。連案。注「毀」字納庫。不<sub>レ</sub>應毀者。断<sub>レ</sub>案呈付。若推檢合復者。皆勸所毀告身。状同。然後申奏。

〔史料1〕 獄令28免除免条

凡犯<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>應<sub>二</sub>除免及官当<sub>一</sub>者。奏報之日。除名者。位記悉毀。官当及免官者。免所居官者。唯毀<sub>一</sub>見当及降至者位記<sub>一</sub>。降所不至者。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>追限<sub>一</sub>。應<sub>レ</sub>毀者。並送<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>毀。式部案注<sub>二</sub>毀字<sub>一</sub>。(以<sub>二</sub>太政官印<sub>一</sub>。印<sub>二</sub>毀字上<sub>一</sub>。)

唐令の「官爵告身」「告身」を日本令で「位記」と読み替えていることは言うまでもないが、日本令は唐令を概ね継受したことが分かる。位記を破棄することや位記案に「毀」字を記すことなどの行為も唐令からの継受である。一方で、日本令本註の位記案への「太政官印」捺印に相当する条文は唐令には見られない。すなわち、破棄される文書への捺印は日本側の意図により加筆されたものとみられる。

破棄文書への捺印は位記案のみでない。養老七(七二三)

年七月二十日太政官処分は、僧尼が犯罪により還俗した場合、公驗は弁官(太政官)で破棄し、玄蕃寮に残る公驗案は「犯罪還俗」と記し太政官印を捺印し、また、入師位や遷寺、自発的な還俗の場合、公驗は治部省に安置し、公驗案は「入師位遷寺還俗」と記し太政官印を捺印せよと規定する。<sup>43)</sup>

本稿では「毀位記」すなわち位記・位記案の破棄について考察したが、文書破棄の手続きは一定の論理の下で執行されることが窺われる。文書破棄のあり方について、日唐両令の比較から文書木簡の廃棄例まで更に考察を深める必要はあるが、今後の課題として拙稿を終えたい。

〔付記〕本稿は学習院大学大学院博士後期課程在籍中に笹山晴生ゼミ「儀式」講読」で報告した内容をまとめたものである。

注

(1) 公式令16勅授位記式条・17奏授位記式条・18判授位記式条。

(2) 位記の始用については、黛弘道「位記の始用とその意義」(同「律令国家成立史の研究」所収、吉川弘文館、一九八二、初

- 出は一九五七)、黒木巖「位記の使用開始について」(駒沢  
 大学大学院史学会古代史部会編『日本古代史学論聚』、一九  
 七九)などがある。また、「毀位記儀」については吉川真司「外  
 印請印考」(同『律令官僚制の研究』所収、吉川弘文館、一  
 九九八、初出は一九九五)で外記政の一つとして詳論する。  
 (3) 破棄の対象となる位記は、三年後に先位から二等下して叙  
 位に与ることから、現に帯する位階と一等下の位階との二  
 枚の位記となる(獄令義解免除免条)。

(4) 『統日本紀』慶雲三年二月庚寅条。

(5) 裁判制度の変遷をめぐっては検非違使や彈正台・京職など  
 諸官司との関連で議論はあるが、本稿では詳論しない。

(6) 獄令1犯罪条。

(7) 獄令2郡決条。

(8) 公式令集解任授官位条令釈・跡記・穴記。弘仁式部式下断  
 簡(九条家本延喜式紙背)毀罪人位記条。

(9) 延喜刑部式毀罪人位記条にも「省収<sup>レ</sup>位記」とある。

(10) 職員令66左京職条。

(11) 延喜刑部式毀罪人位記条。

(12) 公式令任授官位条「其有<sup>二</sup>考解及犯罪除免<sup>一</sup>者。解免之司亦  
 録<sup>二</sup>解免之状<sup>一</sup>。准<sup>レ</sup>前造<sup>レ</sup>簿。仍録報<sup>二</sup>元任授<sup>一</sup>。除<sup>二</sup>注簿  
 案<sup>一</sup>。」とする規定に則った報告である。集解諸説から「解  
 免之司」の「解司」とは太政官、「免司」とは刑部省であり、  
 「元任授」とは式部省・兵部省及び中務省と考えられる。

(13) また、「貞観儀式」で刑部省が「毀位記儀」の式日を定める

のに対して、「史料5」弘仁式部式では太政官が定めるとあ  
 る。刑部省が先行して式日を定めたとしても太政官の認可  
 は必要であると考えられ、結果的に太政官が刑部省の定め  
 た日を認める同様な手続きとして考えられる。

(14) 「貞観儀式」にみえる「毀位記儀」の作法は、「西宮記」外  
 記政(申文・外印請印儀)と細部の異同はあるが、基本的  
 に一致する点が多く、外記政に准じるものと考えられる(吉  
 川(2)論文に詳しい)。

(15) 橋本義則「外記政」の成立」(同『平安宮成立史の研究』所収、  
 塙書房、一九九五)

(16) 吉川(2)論文。

(17) 延喜式部式毀罪人位記条。『日本三代実録』仁和二年十二月  
 二十八日条では、石見守從五位下上毛野朝臣氏永と散位從  
 七位下大石福麻呂の位記が破毀されるが、その儀に中務・  
 式部・刑部省の丞録が参入していることが分る。

(18) 「貞観儀式」では式部丞録が位記案筥を持つとするが、弘仁  
 式部式毀罪人位記条・延喜刑部式毀罪人位記条などでは、  
 三省録が「位案筥」を持つとする。

(19) 延喜刑部式毀罪人位記条。

(20) 延喜刑部式毀罪人位記条。

(21) 延喜式部式毀罪人位記条にも「三省録。(中略)依<sup>レ</sup>次就<sup>レ</sup>  
 座並如<sup>二</sup>常儀<sup>一</sup>。」とある。

(22) 吉川(2)論文。

(23) 吉川(2)論文「毀位記」の考察の中で、令釈の記述につ

いて触れられる。

(24) 黛(2) 論文。

(25) 『統日本紀』天平九年二月戊午条

(26) 唐關詒律誣告謀反大逆条。日本律には対応する条文が伝わっていない。

(27) 『統日本後紀』承和十一年十月壬寅条。

(28) 『統日本後紀』承和十三年七月己未条。

(29) 『統日本後紀』承和十三年十一月壬子条。

(30) 『統日本後紀』嘉祥元年十二月庚戌条。左少弁藤原岳雄は再叙に与っていないが、既に死亡していたとみられる。

(31) この位記取公の勤が下された六日前には、後述の石見守上毛野氏永への処断・奏聞が行われ、氏永の位記は同年十二月に毀られている。両者に関連性があるのか窺うことはできないが、本例以前の前年十二月に処断された大石福麻呂の位記も十二月に毀られており、本例の位記も十二月に毀られた可能性がある。ただし、後述するが、延喜十三年の源悦の場合、位記は取公するが毀らない例があることを考えると、国司の遷任の状態に伴い位記を毀らなかつた可能性もあるのではないか。

(32) 大石福麻呂が処断された同日には筑後守都御西殺害で「官当除名」などの処分を受けた者(筑後少目建部公貞道・藤子清原真人利蔭・前肥後掾藤原武岡ら)が見え、「史料10」では毀位記の対象として「大石福麻呂等」と表記されることから、両者以外に複数の対象者がいた可能性もある。

(33) 『日本三代実録』仁和二年五月十二日条

(34) 『日本三代実録』仁和元年十二月二十三日条

(35) 『公卿補任』延喜十九年「源悦」。以下、源悦に関しては同史料による。

(36) 『日本紀略』天慶三年正月九日条。東国推問使として右衛門権佐源朝臣俊、左衛門少尉高階良臣、勘解由主典阿蘇広遠らが解任される。「貞信公記抄」同日条によると、源俊は「除官位」、高階良臣・阿蘇広遠は「解官」で処分される。

(37) 『本朝世紀』天慶五年閏三月一日条

(38) 『小右記』長元四年八月八日条。

(39) 『小右記』長元五年十二月二十五日条。

(40) 吉川真司「律令官人制の再編」(『日本史研究』三二〇、一九八九)。

(41) 仁井田陞著・池田温編『唐令拾遺補』、東京大学出版会、一九九七。

(42) 天一閣博物館他校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復元研究』、中華書局、二〇〇六。

(43) 僧尼令集解身死条令釈所引養老七(七二三)年七月二十日太政官処分。この「公驗」とは雑令38造僧尼籍条の僧尼名籍をさす。